公共八橋地区(32-1 工区)工事の変更契約について

上下水道課

1 概要

令和2年9月議会にて請負契約締結の議決を得た次の下水道工事について、専決処分上限額(100分の5)を超える協議があったため、本議会において議決を得た上で、変更契約を締結する必要があります。

工事名:公共八橋地区(32-1 工区)工事

請負業者:加登脇建設株式会社

契約工期:令和2年9月18日~令和3年9月30日

請負金額:57,530,000円(稅込)

2 変更契約額

増額:7,978,300円(税込)

〔増額の財源内訳〕

単位(円)

区分	国費	町負担分	受益者負担分		
補助	(50%) 3,193,850	下水道事業債(45%) 2,874,465	受益者負担金(5%) 319,385		
単独		下水道事業債(95%) 1,511,070	受益者負担金(5%) 79,530		
合計	3,193,850	4,385,535	398,915		

3 増額の主な要因

(1) 交通誘導員・規制車の増加 6,584,600 円の増

下水道工事の現場施工は8月上旬まで見込んでいますが、国交省が行う八橋小学校入口交差点拡張工事における工事調整など進捗が遅れたことにより、費用折半や国交省が実施する国道規制内での下水道工事など実施不可能となり、町単独で国道規制する結果となったため、当初設計分からの超過分を町が負担することとなりました。

・交通誘導員 当初:913人 変更:1,163人(250人の増)

・規制車 当初:124台 変更:178台(54台の増)

(2) 付帯工(舗装仮復旧・本復旧工)の面積増加 1,393,700円の増

当初設計では、施工は全て歩道内で収まる予定でしたが、歩車道境界ブロックを撤去するには、舗装カッターを車道路肩部に行う必要があり、この箇所においても、舗装仮復旧・本復旧が必要となりました。(41.3 ㎡)

現在施工中であるため、この度変更する契約金額は概算となり、現場施工完了 後、最終的な数量等精査を行い変更契約を行う予定です。

4 経過

昨年12月、国交省と国道施工に関する協議の中で「国交省が予定している八橋 小学校入口交差点拡張工事と下水道工事の施工時期が被る場合、誘導員関係の費用 折半を考えている。」旨を伝えられていましたので、下記参考資料(1)のとおり、国 道規制は琴浦町・国交省で折半する見込みでした。

したがいまして、3月議会時点では交通誘導員・規制車の増加は起きない見込みでありました。

その後、5月上旬に再度国交省と国道施工に関する協議を行った際「7月を目途に国交省が予定している工事の現場着手を行う。」旨を伺い、下記参考資料(2)のとおり進行されるものと考えておりました。

しかし、国交省から、6月7日(月)に「7月中は電柱の新設等、国道の交通規制を伴わない工事しか行わず、国交省が交通規制を行うのは8月中旬からとなる。」 旨の連絡があり、国道を規制する者が下記参考資料(3)のとおりとなったため、交通誘導員の増員など、大幅な増額となることが判明致しました。

<参考資料(国道規制を行う者)>

(1) 昨年12月時点

· · · · ·									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
琴浦町								•	
国交省								•	
(2) 本年5月時点									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
琴浦町								•	
国交省								-	
(3) 本年6月時点									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
琴浦町									
国交省								-	

<参考資料(付帯工の増加要因)>



歩車道境界プロック / (撤去及び復旧)

> 車道路肩部の 舗装復旧が必要

舗装カッター線

全体位置図及び工事時期



